

社会福祉法人あいわ会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設 サントピア学園の経営
・施設入所支援
・生活介護

(2) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営
・生活介護（生活介護すがお）
（生活介護こもれび）
・短期入所（短期入所サントピア学園）
・共同生活援助（介護サービス包括型グループホームききょう）
・基準該当障害児通所支援（障害児通所ちなつ）
・相談支援（相談支援きんしやい）
生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人あいわ会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県長崎市松原町728番地2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 評議員の選任及び解任は、この法人が設置する評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第7条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者より選任する。

- 2 次に掲げる者は評議員になることはできない。
 - (1) 法人
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人
 - (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) (3)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 3 評議員は次に掲げる条件の下、選任される。
 - (1) 役員（理事・監事）及びその法人の職員は兼務できない
 - (2) 理事の員数より多くなければならない
 - (3) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない

- (4) 各評議員又は各役員と厚生労働省令で定める特殊な関係がある者が含まれてはならない

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員補充後の評議員の任期は、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める評議員・役員等報酬規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 11 条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事・監事の選任・解任
 - (2) 理事・監事の報酬等の額
 - (3) 理事・監事・評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項第 1 号理事・監事の解任については、次のいずれかを要件とする場合に限る。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えられないとき

(評議員会の開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び、評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、議事録に記名押印する。

(評議員会の決議の省略)

第 16 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任・解任)

第18条 役員の選任及び解任は、評議員会において行う。但し、解任は第11条
第2項の要件に限る。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格等)

第19条 次に掲げる者は役員になることはできない。

(1) 法人

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) (3)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 理事には、次に掲げる資格や資質を有する者が含まれなければならない。

(1) 社会福祉事業の経営に関する見識を有する者

(2) 当法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者

(3) 当法人が設置している主たる施設の管理者

3 理事は次に掲げる条件の下、選任される。

(1) 理事は、評議員・監事を兼務できない

(2) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係（厚生労働省令で定めるもの）のある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならない

4 監事には、次に掲げる者が含まれてなければならない。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

5 監事は次に掲げる条件の下、選任される。

- (1) 監事は、理事・評議員・職員を兼務できない
- (2) 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係（厚生労働省令で定めるもの）のある者が含まれることはできない

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、以下の職務を執行する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の任期)

第 22 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、欠員補充後の役員の任期は前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

- 2 役員は再任されることがある。
- 3 役員は第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 23 条 役員の報酬については、評議員・役員等報酬規程に定める。

- 2 評議員・役員等報酬規程の改定は、評議員会の決議による。

(理事長)

第 24 条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

- 2 理事長は、法令及び定款を順守し、社会福祉法人のため忠実に、その職務を行わなければならない。

- 3 理事長は社会福祉法人の業務を執行し、一年度間に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長は理事会の決議にて解職される。

(業務執行理事)

- 第25条 理事会の決議により理事長以外の理事を、法人業務を執行する理事として選定することができる。
- 2 業務執行理事は、一年度間に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
 - 3 業務執行理事は理事会の決議にて解職される。

(職員)

- 第26条 この法人に職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き、議長は都度選任する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 各理事は理事会招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1) 現金 1,000,000円
(2) 園舎 長崎県長崎市松原町 728 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建サントピア学園園舎 1棟 (1438.1 平方メートル)、及び同所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建寄宿舎 (116.64 平方メートル)、同所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建作業所 (99.36 平方メートル)、同所在の鉄骨造スレート葺高床式平屋建寄宿舎 (121.98 平方メートル)、同所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建作業所 (49.68 平方メートル)、同所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建作業所 (99.36 平方メートル)、同所在の木造スレート葺平屋建 (49.50 平方メートル)
(3) 園舎 長崎県長崎市古賀町 1516 番地 1 所在の木造瓦葺二階建居宅 (176.95 平方メートル)、同所在の鉄筋コンクリート・木造陸屋根・スレート葺平屋建作業所 (108.81 平方メートル)、同所在の木造スレート葺平屋建寄宿舎 (158.99 平方メートル)、同所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 (114.07 平方メートル)
(4) 土地 長崎県長崎市松原町 728 番 2 (6,814.76 平方メートル)
(5) 土地 長崎県長崎市古賀町 1516 番 1 (1,437.61 平方メートル)
(6) 土地 長崎県長崎市古賀町 1522 番 3 (37 平方メートル持分 2 分の 1)
3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、評議員会及び理事会の承認を得て、長崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所（及び従たる事業所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧の供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 39 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業所さんせっとの経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 42 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議により、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第45条 合併しようとするときには、評議員会の決議を得て、長崎市長の認可を得なければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎市長の認可（社会福祉法第45条36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならぬ。

2 前項の厚生労働省令で定めた事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人あいわ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	下 神 功
理事	早 田 義男
理事	滝 口 徹
理事	三 宅 一三郎
理事	内 田 種 男
理事	田 原 辰十郎
理事	下 神 四男
理事	小 川 規子
理事	小屋敷 正美
理事	小 沢 アイ
監事	舛 元 鶴子

附則

この定款は、昭和 51 年 12 月 25 日から施行する。
この定款は、昭和 52 年 7 月 18 日から施行する。
この定款は、昭和 57 年 6 月 30 日から施行する。
この定款は、平成 4 年 1 月 6 日から施行する。
この定款は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 6 年 6 月 13 日から施行する。
この定款は、平成 7 年 11 月 7 日から施行する。
この定款は、平成 8 年 6 月 27 日から施行する。
この定款は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。
この定款は、平成 10 年 9 月 11 日から施行する。
この定款は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する。
この定款は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。
この定款は、平成 13 年 2 月 5 日から施行する。
この定款は、平成 13 年 6 月 19 日から施行する。
この定款は、平成 14 年 3 月 5 日から施行する。
この定款は、平成 15 年 3 月 13 日から施行する。
この定款は、平成 15 年 7 月 22 日から施行する。
この定款は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。
この定款は、平成 17 年 4 月 12 日から施行する。
この定款は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。

この定款は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。
この定款は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。
この定款は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。
この定款は、平成 21 年 5 月 8 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 11 月 22 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 2 月 3 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 1 月 21 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 2 月 12 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。
この定款は、平成 31 年 1 月 21 日から施行する。
この定款は、令和 元 年 5 月 27 日から施行する。